

会議録（要点筆記）

会議名	平成 28 年度第 1 回みやま市地域公共交通会議
開催日時	平成 29 年 1 月 31 日（火）午後 3 時～午後 3 時 45 分
開催場所	みやま市役所 大会議室
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 委嘱状交付3 委員紹介4 みやま市地域公共交通会議設置要綱について5 会長・副会長の選任6 報告 (1) みやま市地域公共交通会議の概要について7 その他8 次回の開催について9 閉会
委員出席者	荒巻委員長、高野副委員長、香川委員（代理：篠原委員）、田中委員、徳永委員、大塚委員、木村委員、河野委員、芳野委員、平木委員、北村委員、内山田委員、築地原委員、西委員（代理：河津委員）、吉住委員、前田委員、堺委員、井上委員
欠席者	なし
事務局	坂田企画財政課長、山田企画財政課長補佐、鬼丸
傍聴者数	1 名
会議資料	<ul style="list-style-type: none">・委員名簿・地域公共交通会議設置要綱・道路運送法施行規則（抜粋）・地域公共交通会議の概要について・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議の役割について

1. 開会

＜坂田企画財政課長より開会＞

2. 委嘱状交付

＜委員に委嘱状交付＞

3. 委員紹介

4. みやま市地域公共交通会議設置要綱について

【事務局】

みやま市地域公共交通会議設置要綱についてご説明いたします。

＜事務局より、以下の資料を説明＞

- ・みやま市地域公共交通会議設置要綱
- ・道路運送法施行規則（抜粋）
- ・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議の役割について

何かご質問等はございますか。

【委員】

交通事業者として出席しています。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、交通事業者と自治体が協議し合意のもと進めていくとされています。また、公共交通会議での役割は、交通サービスの提供者としてノウハウを活かした企画提案となっています。交通事業者として、地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議では違う役割を担う必要があるのか、また、各会議でどのような立場で発言するのか、よく見えてきません。

【委員】

ある自治体が中古のバスを購入し、地域住民がボランティアで運転手を務め運行している事例が、新聞に掲載されていました。地域公共交通活性化協議会で同様の意見がでた場合、タクシー事業者やバス事業者の営業に影響がでます。住民側としてこのような意見は言いづらく、またバス事業者等も反対意見を言いづらと思います。

【事務局】

事業者側、利用者側として、それぞれのお立場やご意見があると思います。委員から様々なご意見をいただき、十分な議論を行いながら進めていきたいと考えています。運輸支局よりアドバイスをいただけませんか。

【委員】

地域公共交通活性化協議会では、地域公共交通のマスタープランを協議します。運賃や運行経路などを具体的に協議する場が地域公共交通会議です。みやま市には鉄道2路線、高速道路など、他の自治体にはない交通インフラがあります。形成計画では、鉄道等を含めどのような交通体系を形成していくのか、まちづくりや観光などの観点も含めて協議します。問題点を洗い出し、事業者や利用者の目線で意見を述べ、協議会の中で議論を深めていきます。

12月22日の西日本新聞に、小郡市の自治会バスの記事が掲載されました。運転手にボランティアやシルバー人材センターを利用するなど様々です。運輸支局に相談があった場合、まず、運送事業者の利用について説明します。次に、運送事業者から運転手の派遣を受けることができないか説明します。運送事業者には運行管理者がおり、安全安心な輸送サービスを提供することができます。その点が、大きく違ってきます。

【委員】

地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議を一緒に開催している自治体もあります。地域公共交通活性化協議会で計画を策定し、地域公共交通会議で運行について必要項目を決定します。

交通事業者の役割は、立場によって違うと思います。限られた地域の公共交通を考える場合、動かせるものと動かせないものがあります。鉄道の運行本数や運行時刻を前提に、市民の日常生活を支えるための地域の交通手段を考えていきます。基本的には、既存のバス事業者等の運送サービスがあることを前提に、不足しているものをどう補っていくのかということ計画し、実行していきます。また、事業者への改善意見、事業者からの意見など、各委員が意見を十分だし、会議で協議していきます。会議でまとまらない部分については、事務局と交通事業者の間で細かいすり合わせを行うなど、実現可能なものを少しずつ作っていきます。交通事業者は、様々な意見が出てくるなかで、利害関係が発生する場合には、意見を出していただく。事業活動が会議の結果で制約を受けるなどは、考えられる必要はないと思います。各委員が事業者や利用者の立場から意見を出し、将来の公共交通の姿を地域公共交通活性化協議会でまとめ、実施する事業について運賃などを具体的に地域公共交通会議で決めていくこととなります。

【委員】

山川地区は、電車やバスは運行していません。バス等が運行する場合、採算が問題になります。財政的な問題もあり、地域の細部までの運行は難しいと思います。誰もが低料金で利用できる方策を考える場合、交通事業者と意見が合わないことがあると思います。

【委員】

会議で手順を踏み協議していくことが理想的です。ある自治体では、地域の要望で3つのコミュニティバスの運行を始めました。運転手は地域住民です。3つめのコミュニティバスが運行を始めるときに、タクシー事業者も会議に参加しました。市からではなく、地域の要望で運行を始めるケースもあります。また、地域交通の便がないため過疎化が進んでいきます。

【委員】

私もコミュニティバス運行を待ち望んでいた1人です。事業者とのすり合わせは、今後でてくる問題かと思います。

【委員】

提案ですが、2つの会議を同時に開催されると良いと思います。その場合、地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議の会長、副会長が同じ委員になる必要があります。ご了承いただいた場合、同時に開催されたいかがですか。

【事務局】

いろいろなご意見をいただいております。会議次第では、本会議の設置要綱をご説明した後、本会議の会長・副会長の選任となります。事務局としては、地域公共交通活性化協議会と同様に、会長に荒巻委員、副会長に高野委員をご提案したいと考えておりました。ご承認いただいた場合、次回からの会議については同時開催したいと考えています。

今回、地域公共交通会議を設置することとなった経緯をご説明いたします。現在、本市では、福祉バスを10路線運行しています。福祉バスは利用者が限られているため、誰もが利用できるバス運行について市民の要望が多くあります。事務局としては有償のコミュニティバスを運行したいと考えています。そのためには、形成計画の策定や路線等を協議する必要があり、また、交通事業者や地域住民等との合意形成が必要となります。委員より、忌憚のないご意見をお願いいたします。

5. 会長・副会長の選任

【事務局】

設置要綱第5条の規定に基づき、会長に荒巻委員、副会長に高野委員を提案いたします。

＜委員承認＞

規定により、荒巻会長に進行をお願いいたします。

6. 報告（1）みやま市地域公共交通会議の概要について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

地域公共交通会議の概要についてご説明いたします。

<事務局より、以下の資料を説明>

- ・みやま市地域公共交通会議の概要について

【会長】

質問等はありませんか。

<委員より、質問なし>

7. その他

【会長】

事務局より何かありますか。

【事務局】

委員謝礼をお支払いたしますので、口座登録に関する書類を配布しております。次回会議で、関係書類の提出をお願いします。

【委員】

次回会議の資料については、事前に郵送をお願いします。

【事務局】

資料については、事前に郵送いたします。

8. 次回の開催について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

次回会議は、地域公共交通活性化協議会と合同開催いたします。

9. 閉会

【会長】

第1回会議を閉会いたします。

(午後3時45分閉会)